

## 沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱

〔沿革〕平成19年3月7日制定（沖縄県福祉保健部長決定）、同年9月21日一部改正、平成20年6月2日一部改正、平成21年3月31日一部改正、同年11月5日一部改正、同年12月8日一部改正、平成22年8月27日一部改正、平成23年6月21日一部改正

### （趣旨）

**第1条** この要綱は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「新法」という。）の施行に伴う事業者に対する運営の安定化及び新法への移行等のための円滑な実施を図るため、市町村及び障害福祉サービス等事業者等に対し、予算の範囲内において、沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### （交付対象事業）

**第2条** 補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置

- ア 事業運営安定化事業
- イ 移行時運営安定化事業
- ウ 通所サービス等利用促進事業

(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置

- ア 小規模作業所緊急支援事業
- イ 障害者自立支援基盤整備事業
- ウ 障害者地域移行体制強化事業
- エ 一般就労移行等促進事業
- オ 相談支援体制整備特別支援事業
- カ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業
- キ 障害者自立支援法改正施行円滑化特別支援事業
- ク 相談支援充実・強化事業
- ケ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業
- コ 移行定着支援事業
- サ 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置事業
- シ オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応トイレ設備緊急整備事業
- ス 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業
- セ 体育館等バリアフリー緊急整備事業

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、次により算定された額の合計額とする。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額とする。
- (2) 前号の規定により算定した額と申請団体が補助（支出）した額とを比較していずれか少ない方の額に別表に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付申請書（第1号様式）を知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を得なければならないこと。
- (2) 特別対策事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を得なければならないこと。
- (3) 特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿及び証拠書類を作成し、これを特別対策事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (4) 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (8) 特別対策事業を行う者が第1号から前号までに掲げる条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(9) 特別対策事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。  
(申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。  
(変更申請手続)

第7条 補助金の交付決定後に事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4条に定める手順に従い、知事が別に定める日までに行うものとする。  
(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、特別対策事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、交付決定額の一部を概算払により交付することができるものとする。  
(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付を受けようとするものは、補助金請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。  
(事業の実績報告)

第10条 補助金の実績報告は、事業完了後1月が経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金実績報告書(第3号様式)を知事に提出して行わなければならない。  
(雑則)

第11条 この要綱に定めるほか、補助金に関し必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月7日から施行し、平成18年度の予算から適用するものとする。
- 2 この要綱は、平成24年3月31日限りその効力を失う。

#### 附 則

この要綱は、平成19年9月21日から施行し、平成19年度の予算から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行し、平成20年度の予算から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

#### 附 則 (平成21年11月5日福祉保健部長決裁)

この要綱は、平成21年11月5日から施行し、改正後の沖縄県障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度の予算から適用する。

#### 附 則 (平成21年12月8日福祉保健部長決裁)

この要綱は、平成21年12月8日から施行する。

**附 則**（平成22年8月27日福祉保健部長決裁）

この要綱は、平成22年8月27日から施行し、平成22年度の予算から適用する。

**附 則**（平成23年6月21日福祉保健部長決裁）

この要綱は、平成23年6月21日から施行し、平成23年度の予算から適用する。

別表（第3条関係）

(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置

種 目	基 準 額	対 象 経 費	補助率
ア 事業運営安定化事業	(7) 特定旧法指定施設等において従前の月払いによる報酬額の80パーセントに相当する額を保障する激変緩和加算の保障額について、従前の月払いによる報酬額の90パーセントに相当する額とした場合の額と当該激変緩和加算の保障額との差額 (4) 平成18年度から平成20年度までの間に、旧体系施設が該当する新体系施設の事業に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90パーセントを下回るときに、その差額	a 事業所の激変緩和措置として、市町村が事業所に対して補助した経費 b 障害児施設に対して、激変緩和措置として補助する経費	4分の3 (障害児施設に係るものについては、10分の10)
イ 移行時運営安定化事業	新体系移行前月において事業運営安定化事業（以下「9割保障」という。）の適用を要さない特定旧法指定施設が平成21年5月以降に障害福祉サービス事業等（以下「新体系」という。）へ移行した場合については、新体系移行前月の特定旧法指定施設における報酬水準を基準とした助成額（平成21年4月以前に9割保障の適用を要さない特定旧法指定施設から新体系へ移行したときにあつては、新体系移行前月の利用者数で平成21年4月報酬改定後の特定旧法指定施設に係る報酬単価を用いて算出した報酬見込額の水準を基準とした助成額）。ただし、精神障害者社会復帰施設等については、新体系移行前年度の国庫補助基準額（月額）の水準を基準とした助成額	市町村が特定旧法指定施設及び精神障害者社会復帰施設等（以下「旧体系」という。）が新体系へ移行した場合に、新体系移行前の報酬水準を基準として算出し補助した額	10分の10
ウ 通所サービス等利用促進事業	1事業所あたり年額3,000千円（短期入所に係る事業所にあつては、片道につき1人当たり1,860円）	事業所が実施する送迎サービスに必要な経費（給料手当、臨時雇賃金、福利厚生費、修繕費、賃借料、保険料、租税公課費、委託費をいう。）に対し、市町村が補助した額	4分の3

(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置

種 目	基 準 額	対 象 経 費	補助率
ア 小規模作業所緊急支援事業	1作業所あたり1,100千円	小規模作業所緊急支援事業の実施に必要な給料、報酬、職員手当等、共済費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）、役務	10分の10

		費（通信運搬費及び手数料をいう。）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
イ 障害者自立支援基盤整備事業	<p>a 1 施設あたり平成19年度から平成23年度までの間に20,000千円 (ただし、ケアホーム・グループホーム等における改修整備等については、障害者自立支援基盤整備事業実施要綱（以下、この項において「事業実施要綱」という。）に定める基準額以内とする。)</p> <p>b 1 施設あたり5,000千円以内 (ただし、障害者の通所援護事業及び地域活動支援センターを実施する事業所は2,000千円以内)</p> <p>c・d 1 事業所（施設）あたり1,000千円以内</p> <p>e 1 施設あたり100,000千円以内</p>	<p>a 既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる施設の改修、増築に係る経費</p> <p>b 備品の購入等に係る経費</p> <p>c 事業所を開設する際に必要となる初度設備に必要な経費</p> <p>d 事務の効率化のために必要となる経費</p> <p>e 大規模な生産設備整備に必要な経費</p>	10分の10
ウ 障害者地域移行体制強化事業	グループホーム・ケアホームへの移行促進事業 入居者1人当たり133千円	アパートや一般住宅等の借上げに伴い必要となる初度に係る敷金、礼金に相当する経費	10分の10
	地域移行支援事業 施設退所者1人につき50,000円	入所施設の地域移行支援により、施設入所者が地域生活へ移行した場合又は障害児施設入所者が家庭生活へ復帰した場合の当該施設が負担した必要経費	
	福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業 1件あたり1,000千円以内	<p>a 矯正施設等の障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所における受け入れ支援</p> <p>b 上記受け入れ後の訓練等終了後にケアホーム等で受け入れるための経費</p>	
	精神障害者等の家族に対する支援事業 交流スペース整備については1障害保健福祉圏域当たり3,000千円、交流事業の運営については1障害保健福祉圏域当たり600千円	精神障害者等の家族同士の交流スペースの整備費用や、交流のための催しに係る運営費	

エ 一般就労移行等促進事業	職場実習・職場見学促進事業 職場実習については1企業あたり5,000千円、職場見学については1回あたり20千円	職場実習を受け入れるための設備の更新等経費及び障害者雇用企業の見学会を実施するための経費	10分の10
	施設外就労等による一般就労移行助成事業 就労した利用者1人当たり1回限り100千円	施設外就労または施設外支援によって一般就労に結びついた場合の必要経費	
	障害者一般就労・職場定着促進支援事業 次に掲げる事業（以下この項において「就労定着促進事業」という。）の実施（当該事業を5回以上実施した場合に限り、1年間に36回を限度とする。）1回当たり20千円 a 社会適応訓練等に関する講座 b 一般就労移行者を対象とする研修会、勉強会、自主交流会等 c 障害者雇用を検討する企業に対する職務内容等の提案（職務分析）	就労定着促進事業の実施に係る経費	
	離職・再チャレンジ支援助成事業 次に掲げる事業（以下この項において「離職・再チャレンジ事業」という。）を実施した場合（支援開始後1月以内に実施した場合に限り、同一の支援対象者が実施する事業は原則年間1回の場合に限る。）に、1人当たり40千円 a 障害者の円滑な職場定着支援 b 就職の際の支援 c 離職の際の支援	離職・再チャレンジ事業の実施に係る経費	
	目標工賃達成助成事業 工賃を30パーセント以上引き上げた事業所については利用者1人につき15千円、工賃を20パーセント以上引き上げた事業所については利用者1人につき7,500円	就労継続支援B型事業所において、平均工賃月額20パーセント以上増額の達成に要した経費	
	就労継続支援A型への移行助成事業 1事業所当たり600千円	就労継続支援A型事業所への移行のために要する経費	
	相談支援体制整備特別支援事業	相談支援事業の新規立ち上げや拡充等に当たり、必要な設備整備や従業員の研修等に必要経費	
ピアサポートセンター等設置推進事業 1か所当たり1,900千円	市町村がピアサポートセンターを設置する場合に必要となる設備整備やサポーターの研修等に必要経費		

	・ 居住サポート事業立ち上げ支援事業 1 障害保健福祉圏域あたり 1,000千円	居住サポート事業の立ち上げ 等にあたり必要な経費	
カ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業	体験交流スペース等を整備する事業 1 障害保健福祉圏域あたり3年間で1,500千円	体験交流スペースの整備及び遊具等の設置に必要な経費	10分の10
	児童デイサービス事業所（Ⅱ型）における相談等体制整備事業 1事業所あたり1,000千円以内（但し、公立・公営は除く）	児童デイサービス事業所（Ⅱ型）において、障害児を育てた子育ての先輩などによる相談等の体制整備に係る経費	
キ 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業	1市町村当たり知事が認めた額	障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴い、一時的に必要な賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料及び賃借料、備品購入費並びに負担金	10分の10
ク 相談支援充実・強化事業	1市町村当たり平成20年度から平成23年度までに1,700千円	市町村が実施する相談支援充実・強化事業に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費に限る。）	10分の10
ケ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	当該年度における国庫負担基準の超過額の範囲内で知事が必要と認める額。ただし、次の(7)又は(4)に掲げる市においては、当該(7)又は(4)に掲げる金額の範囲内で都道府県が必要と認める額 (7) 人口30万人以上の市 当該年度に係る国庫負担基準告示の二の規定に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障がい者等の人数に応じ算定した額（以下「国庫負担基準額」という。）に50パーセントを乗じた額と当該年度の国庫負担基準超過額とを比較して、いずれか低い方の額 (4) 人口10万人以上30万人未満の市 当該年度の国庫負担基準額に100パーセントを乗じた額と当該年度の国庫負担基準超過額とを比較して、いずれか低い方の額	介護給付費等（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。）について、国庫負担基準額を超過した額	4分の3
コ 移行定着支援事業	1事業所当たり1,000千円（2年度目以降については、500千円）	小規模作業所等が障害者自立支援法に基づく介護給付、訓練給付事業に移行した場合に経過的に生じる経費	10分の10



<p>サ 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置事業</p>	<p>平成22年4月の療養介護に係る利用者負担額（重度心身医療費助成等、公的医療費助成受給額を除く。）から平成18年9月の利用者負担額の2倍に相当する額を差し引いた額</p>	<p>進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する負担軽減措置事業として市町村が支弁した額</p>	<p>4分の3</p>
<p>シ オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応トイレ設備緊急整備事業</p>	<p>1か所当たり3年間で1,000千円</p>	<p>汚物流し台、カウンター、ダブルフック、化粧鏡、汚物入れボックス、衣服・手荷物用フック収納式着替え台、表示用オストメイトマークその他知事が必要と認める物品の購入等に要する経費及び設備工事費用</p>	<p>10分の10</p>
<p>ス 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業</p>	<p>(7) 情報支援機器等の購入支援 1市町村当たり1,000千円</p> <p>(i) 音声コード普及のための研修等 1市町村当たり300千円</p> <p>(ii) 聴覚障害者用情報受信装置購入 1台当たり75千円</p>	<p>a 視覚障害者や聴覚障害者、発達障害者等に対する公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等（点字プリンター、自動点訳ソフト、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置等）の整備に必要な経費</p> <p>b 音声コード普及のための研修、発達障害の特性を勘案した情報支援についての啓発及び広報に必要な経費</p> <p>c 聴覚障害者用情報受信装置（地デジ対応の受信装置の本体に係る分に限る。）に係る経費</p>	<p>10分の10</p>
<p>セ 体育館等バリアフリー緊急整備事業</p>	<p>設備整備及び改修については1市町村当たり7,000千円以内、備品購入については1市町村当たり1,000千円以内</p>	<p>市町村が所管する公立体育館等において障害者スポーツに取り組むために必要な施設改修に係る工事費、障害者スポーツ特有の設備整備及び備品の購入等に係る経費</p>	<p>10分の10</p>

